ふじのくに 生物多様性地域戦略

【平成30年度 実績報告】



静岡県自然保護課

目 次

1	生物多様性地域戦略の概要・・・・・	•	•	•	1
2	平成30年度の各施策の実績と評価・	•	•	•	5
3	平成30年度の地域個別計画の実績・	•	•	•	33





1 生物多様性地域戦略の概要

(1) 地域戦略の目標

静岡県は、富士山をはじめ南アルプス、伊豆半島、浜名湖など変化に富んだ美しい自然に恵まれています。

このめぐまれた県土を次世代へと継承していくために、生物多様性について県民みんなで理解し、 行動していくことが必要です。

これらの自然が有する生物多様性の素晴らしい環境を後世に継承していくため、県では、「ふじのくに生物多様性地域戦略」を平成30年3月に策定しました。

ふじのくに生物多様性地域戦略の目標

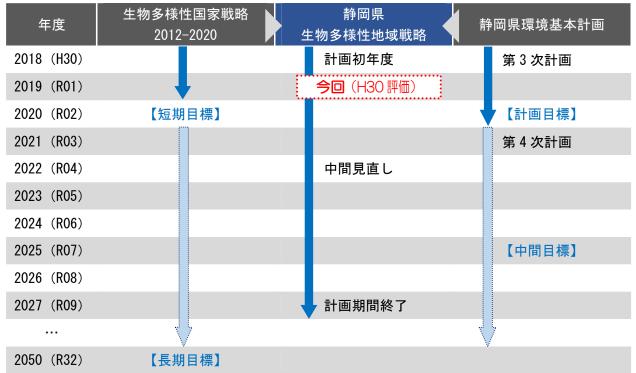
生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて、 生物多様性にめぐまれた理想郷 "ふじのくに" に生きる

(2)地域戦略の期間

生物多様性は長期的な見通しを必要とするものであり、生態系は100年単位、1000年単位で変化を捉える必要があります。

本戦略では、長期的な視点に立った科学的知見のもとで、2018 (平成30年)年4月1日から2028 (令和10年)年3月31日までの10年間を具体的な計画期間とします。

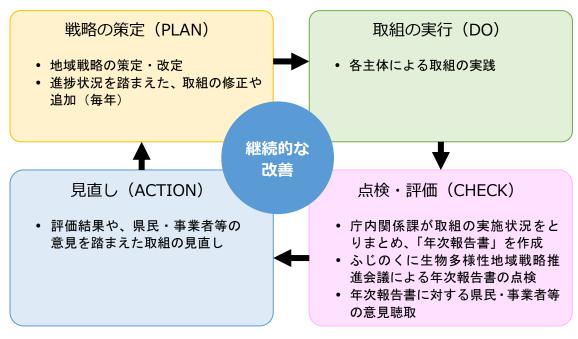
状況は常にモニタリングする必要がありますが、概ね5年後には全体の見直しを行うものとします。



※国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、「生物多様性条約戦略計画 2011-2020 (愛知目標)」を 踏まえて、短期目標を 2020 年、長期目標を 2050 年と設定しています。

(3) PDCAサイクルによる進行管理

本戦略の推進に当たっては、「PDCA サイクル」(戦略の策定: PLAN、取組の実行: DO、点検・評価: CHECK、見直し: ACTION) の各過程で「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」による協議・調整を図り、取組の点検、評価及び戦略の見直しを行います。なお、PDCA サイクルの継続的な改善を行うにあたっては、社会情勢や環境の変化等に順応的に対応しながら実施していきます。



PDCA サイクルによる本戦略の進行管理

(4)戦略の基本的な考え方

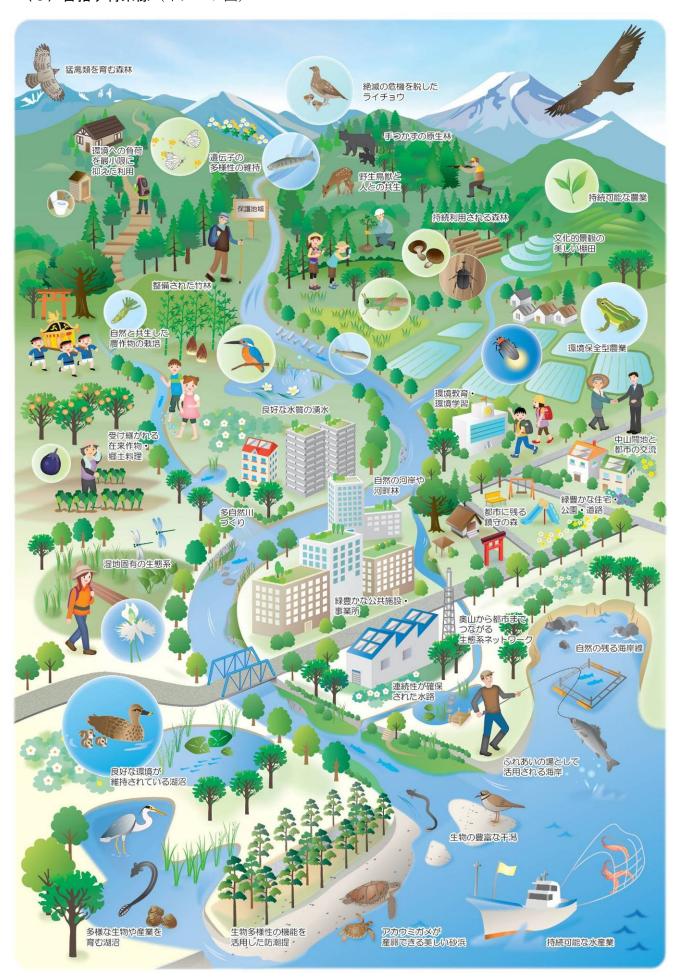
▶ 本戦略の基本理念は、生物多様性国家戦略の理念を踏襲します

生物多様性の保全と持続可能な利用を目指すためには、古くから日本人が持っていた自然観を 大切にし、自然と人が共生する社会の実現に向けて、みんなで行動していくことが必要です。 そのため、「生物多様性国家戦略 2012-2020」の理念「自然のしくみを基礎とする 真に豊かな 社会をつくる」を踏襲します。

⇒ "ヒト"は生物多様性の一要素ですが、同時に人として生物多様性と共生していくために、 9つの基本的視点により対応していきます。



(5) 目指す将来像 (イメージ図)



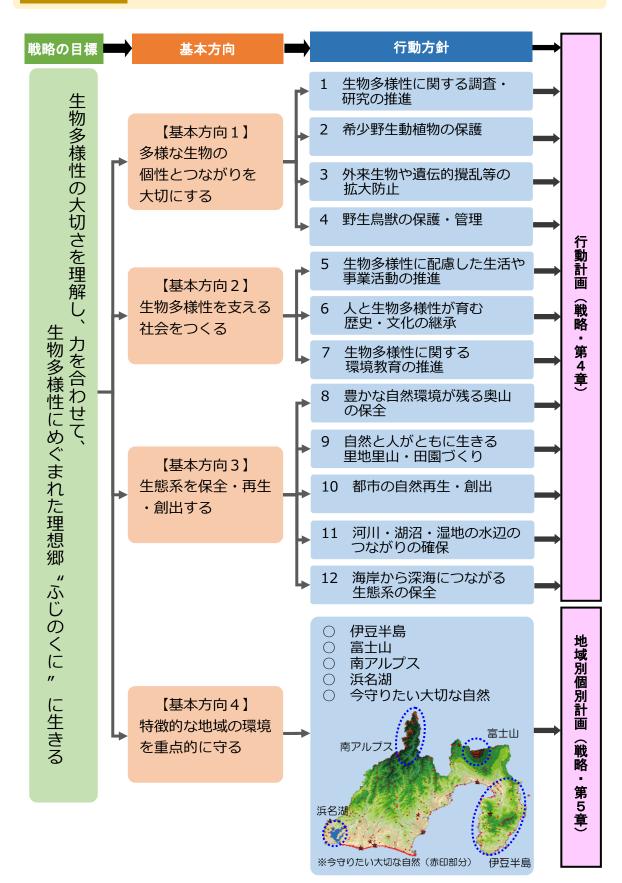
ふじのくに生物多様性地域戦略の体系

基本理念

自然のしくみを基礎とする 真に豊かな社会をつくる

目指す将来像

社会全体・生態系ごとの将来像



2 平成30年度の各施策の実績と評価

施策ごとの進捗状況

(概要)

2018年3月に策定した「ふじのくに生物多様性地域戦略」について、計画初年度である平成30年度の「管理指標」の進捗状況及び施策の実施状況を確認した。

1 管理指標の進捗状況

管理指標	0		•	_	計
1 総合的な管理指標	0	1	0	0	1
2【基本方向1】 「多様な生物の個性とつながりを大切にする」	0	1	5	1	7
3【基本方向2】 「生物多様性を支える社会をつくる」	1	5	2	1	9
4【基本方向3】 「生態系を保全・再生・創出する」	0	8	0	0	8
≅T	1	15	7	2	25
計	(4.0%)	(60.0%)	(28.0%)	(8.0%)	

<u>64. 0</u>%

<管理指標の進捗状況区分>

<u> </u>								
区分	進捗状況	基準						
0	計画を上回って実施(予定含む)	現状値が期待値の推移の+30%超						
0	計画どおり実施(予定含む)	現状値が期待値の推移の±30%の範囲内						
•	計画より遅れており、より一層の推進を 要する	現状値が期待値の推移の-30%未満						
_	「今年度の見込」の設定が難しい指標							

2 評価・分析

- ・管理指標は、平成 30 年度の実績値が明らかになった 23 指標のうち、1 指標が「計画を上回って実施(◎)」、15 指標が「計画どおり実施(○)」となり、64.0%が順調に進捗している。 このため、計画全体として、概ね順調に進捗が図られているものと評価している。
- ・行動方針4「野生鳥獣の保護・管理」については、遅れが見られる行動指標が多い傾向にあり、今後より一層の取組が必要となっている。

- ・進捗に遅れが見られる指標については、市町や民間企業、県民など、様々な主体との連携や 取組促進をより一層図る必要がある。
- ・指標の進捗が遅れているものについては、その要因を分析するとともに、評価を踏まえた施 策の改善や重点化など、来年度以降の施策の展開に反映していく。

3 指標の見直し

現状値を踏まえ、下記1指標について、目標値の上方修正を行う。

基本	管理指標	基準値	現状値	目標値(旧)	目標値(新)
方向	自理拍保	2016 年度(H28)	2018 年度(H30)	2027 年原	度(R9)
1	自然公園・自然環境 保全地域面積	90, 343ha	90, 347ha	90, 343ha	90, 347ha

総合的な管理指標

管理指標		目標	評価区分		
日型頂味	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30) a	2027 年度 (R9)b	※ aとb を比較
県内の野生生物の絶滅種数	— (絶滅:12 種)	0 種 (絶滅 : 12 種)	0 種 (絶滅 : 12 種)	0種(絶滅:12種)	0

指標の定義

静岡県版レッドリスト 2017 に掲載されている絶滅種 (12 種) 以外で新たに「絶滅」のカテゴリーに選定された種数 (既に絶滅しているかもしれないが、現状の確認ができていないものを除く)

【基本方向1】

「多様な生物の個性とつながりを大切にする」の管理指標

行動方針1 生物多様性に関する調査・研究の推進

行動方針 2 希少野生動植物の保護

行動方針3 外来生物や遺伝的撹乱等の拡大防止

行動方針4 野生鳥獣の保護・管理

		実績		目標	評価
管理指標	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30) a	2027 年度 (R9)b	区分 ※aとb を比較
自然公園・自然環境保全地域 面積	90, 343ha	90, 343ha	90, 347ha	90, 347ha	0
富士山登山道沿いの外来植物 種数 ※調査4年毎	0種	0種	(未実施)	0種	_
鳥獣保護区等の面積	187, 839ha	186, 322ha	186, 031ha	187, 839ha	•
狩猟者の登録件数	5, 158 人	5, 275 人	5, 256 人	6,000人	•
伊豆地域ニホンジカ生息頭数	約 32,000 頭 (2015 年度末)	27, 700 頭	29,000頭	約 5,000 頭 (2021 年度)	•
富士地域ニホンジカ生息頭数	約 24,000 頭 (2015 年度末)	23, 400 頭	23,900 頭	約 5,000 頭 (2021 年度)	•
愛玩動物に関する苦情の件数	2,621件/年	2,603件/年	2,485件/年	1,800 件/年 以下 (2023 年度)	•

行動方針1 生物多様性に関する調査・研究の推進

[水辺の国勢調査]

・河川水辺の国勢調査は、河川では、「魚類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」の6項目の生物調査と、植生図と瀬・淵や水際部の状況等、河川構造物を調査する「河川環境基図作成調査」、河川空間の利用者数などを調査する「河川空間利用実態調査」の計8項目の調査。 H30は、菊川において調査を実施。[河川企画課]



水牛牛物の簡易調査

[動植物や自然環境調査]

・県内に生息・生育する希少野生動植物等の状況を把握するため、各種調査を実施。[自然保護課]

[各研究所や民間団体との連携による調査・研究等]

- ・持続的農業生産技術や森林保全技術の開発に関する研究を 18 課題実施し、研究成果を発信・共有。 [農林技術研究所]
- ・水産資源の維持管理、遺伝的攪乱の防止、深海生物の調査、希少動物の保護等に関する研究を 18 課題 実施し、研究成果を発信・共有。[水産技術研究所]
- ・外来不快害虫ヤンバルトサカヤスデの県内における分布拡大状況の調査を実施。[環境衛生科学研究所]
- ・茶草場における生物多様性調査の実施。[世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会、お茶振興課、 NPO 法人静岡県自然史博物館ネットワークとの協働]
- ・わさび田における生物多様性調査の実施。[静岡わさび農業遺産推進協議会、農芸振興課、農林技術研 究所伊豆農業研究センターとの協働]



希少野生動植物の調査会



調査船での魚類調査



わさび田における生物多様性調査

[ミュージアムを中心とした調査・研究等]

・県内自然環境の考察・理解に資する諸地域での調査研究、自然史標本の収集保管、成果の発信(展示・出版等)、各種学会年会の誘致・開催、国際シンポジウムの開催、各種イベント等での教育普及の実施。

移動ミュージアム (H30)

- ・ミュージアムキャラバン(49 箇所、 309, 991 人)
- ・ミニ博物館(21 箇所、195,855 人) [文化政策課・地球環境史ミュージアム]



大学生とコラボし、紙芝居制作



移動ミュージアム

「希少野生動植物の調査」

- ・土地の改変面積が5haを超える開発を行う場合、静岡県版レッドデータブックに掲載された希少種 を含め、自然環境についての調査及び保全対策を実施するように指導。「自然保護課]
- ⇒ 本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では、全国約160種の うち 51 種の、鳥類では、全国約 700 種のうち 402 種の生息が、植物でも、蘚苔類、藻類、地衣類、 菌類を除く全国約7,000種のうち、3,069種の生育が確認。
- ⇒ 県内の主に陸域・淡水域に生育・生息する動植物 10 分類群を対象とした県版レッドリスト (H29.10 改訂)では、評価対象とした県産種12,859種のうちの約1割に当たる1,267種が絶滅の危惧。

[レッドデータブックの普及]

・県内の生物多様性を保全するための基礎資料となる「まもりたい静 岡県の野生生物―県版レッドデータブック―<動物編>」を改訂。

初版発行時(平成16年)から10年余の間に生じた野生生物の生息・ 生育状況の変化等を反映。

初版ではあまり使っていなかった写真をほぼ全ての種に添えたほか、 世界共通の学名を全ての種に掲載。県内のどの地域に分布しているの かを記した分布図を全種で掲載など、生物を判別しやすくするなどを 工夫。「自然保護課〕

※2019年度(令和元年)、レッドデータブックの植物編や一般の人向 けの普及版、県内で生息が確認された野生生物のリスト「野生生物 目録」も改訂する予定。



レッドデータブック [動物編]

県版レッドデータブック 2019 (動物編) の概要

<対象分類群>

哺乳類・鳥類・は虫類・両生類・淡水魚類・昆虫類・陸淡水産貝類、クモ類の8分類群(474種) <県版レッドデータブック 2004 (動物編) との違い>

	初版(2004 年版)	今回改訂版(2019年版)
対象分類群	7分類群	クモ類を新たに追加(8分類群)
分布図の掲載	絶滅の可能性の高い種のみ掲載	掲載している全ての種に掲載
写真の掲載	冒頭部分に部分掲載	ほぼ全ての種に掲載
公表方法	書店での販売	県ホームページに掲載

「条例等による保護】

- ・静岡県希少野生動植物保護条例(平成22年条例第37号)に基づ き、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、 タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む。)、オオサクラ ソウ、カイコバイモ、アカウミガメ、カワバタモロコ、ヤリタナ ゴ及びヒメヒカゲの 11 種類の動植物を「指定希少野生動植物」に 指定し、捕獲・採取等を規制。
- 各種団体と連携し調査・保護対策を推進。「自然保護課】



ヒメヒカゲの現地調査

「傷病希少野生動物の保護]

・日本平動物園と浜松市動物園の2箇所において、ケガをした野生鳥獣を保護。[自然保護課] 傷病鳥獣保護件数 (H30)

区分	鳥類	獣類	合計
日本平動物園	57 (14)	7(4)	64 (18)
浜松市動物園	37 (12)	1(1)	38 (13)
計	94 (26)	8 (5)	102 (31)

※() 内は放鳥獣類で内数。

「アカウミガメの保護]

- ・自治会等が行う海岸清掃に要する経費について補助する市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金を 交付。[河川砂防管理課]
 - ※H30.5.2 に御前崎海岸において「亀バックホームスクラム大作戦」(海岸清掃) を実施。
- ※養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅の維持に努めることにより、アカウミガメの生息域に配慮。[漁港整備課]
- ・遠州灘海岸において、環境保護団体とアカウミガメの上陸産卵調査、卵の保護監視活動などのアカウミガメの保護事業を実施。 [自然保護課]
- ※NPO 法人サンクチュアリエヌピーオーと産卵保護事業を実施。
- ※ 県下全域 (産卵頭数: 207頭、産卵個数: 22,767個)
- ※アカウミガメ保護監視員を委嘱し、産卵地における巡視や卵の保護等行うとともに、海岸のクリーン 作戦を実施。





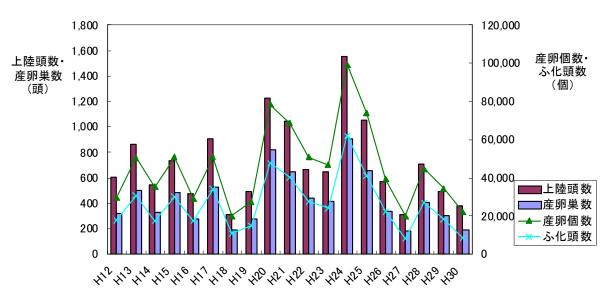


マイクロプラスチックについて講演

アカウミガメ観察会

プラスチック回収 BOX 設置

遠州灘でのアカウミガメ上陸数等(御前崎市から浜松市まで)



「ニホンウナギの資源管理]

・内水面漁場管理委員会指示を更新し、10~2月のウナギの採捕禁止を継続。※H30漁期(H29.11月~H30.4月)の本県のシラスウナギの池入れ実績は1.8トン/割当量2.4トン「水産資源課」

[自然再生事業時における配慮]

- ・富士山静岡空港周辺の自然環境モニタリング調査を実施し、貴重種の保全、多様な生物生息環境の 保全が図られていることを確認。ビオトープ等の維持管理を行い、貴重種の保全及び多様な生物生 息環境を保全。「空港管理課
- ・麻機遊水地において、貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生を推進するため、底質・水質 モニタリング調査及び浄化対策を実施。[河川企画課、河川海岸整備課]
- ・県立静岡北特別支援学校は、「麻機遊水地保全活用推進協議会」と協働して「地域と歩む麻機遊水地保 全活動プロジェクト『麻活』」を行い、第19回日本水大賞文部科学大臣賞を受賞。[特別支援教育課]







空港周辺のビオトープ

麻機遊水地区における活動

静岡北特支の発表風景

- ・許認可等の規制により自然公園及び自然環境保全地域を保全。「自然保護課]
 - ※自然公園や自然環境保全地域は、土地の所有形態に関係のない地域制の公園として指定されており、 民有地であってもそれぞれ公園計画、保全計画で区域が定められており、特に保全を図る必要性の高い特別地域内における各種行為は許可制、それ以外の普通地域内は届出制。

自然公園及び自然環境保全地域の許可届出件数(単位:件数)

区分	年 度	平成 30 年度
国 立	公 園	499
国 定	公 園	49
県 立 自	然 公 園	226
公 園	小 計	774
自然環境	保全地域	6
計		780

- ・自然公園の公園計画及び自然環境保全地域の保全計画については、環境の変化等に対応して、順次 見直しを実施。平成30年度は、平成26年度から進めていた日本平・三保松原県立自然公園の公園 計画の見直しが終了。
- ・静岡県自然環境保全条例(昭和48年条例第9号)に基づき、宅地の造成、ゴルフ場の建設、レクレーション施設用地の造成、墓地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取で面積5ha以上の規模のものについては、自然環境の保全のため特に必要がある場合に、事業者と自然の保全・緑化等を内容とした「自然環境保全協定」の締結を指導。 [自然保護課]

行動方針 3 外来生物や遺伝的撹乱等の拡大防止

[外来生物の拡大防止のための計画策定・普及啓発]

- ・特定外来生物対応庁内連絡会を開催。
- ・外来生物に関する知識についてパンフレットやホームページによる普及・啓発。
- ・外来生物発見情報の収集及び同定等への協力や防除の指導。
- ・環境省実施の港湾調査、ヒアリ研修会等への協力。
- ・富士山麓外来植物等調査を実施。
- ・富士山外来種防除マット・ブラシを設置。「自然保護課]







ヒアリ研修会

特定外来生物チラシ

外来植物除去活動

[外来生物の駆除・移植制限]

- ・県では、タイワンリス、ハリネズミ及びアライグマの生息状況調査(平成15~23年度)、特定外来生物全般の生息分布に係るアンケート調査及び現地調査、国による現地調査の結果や、確認情報等から、県内において動物27種、植物10種、計37種を確認。(平成31年3月末現在)。
- ・上記の調査結果や平成30年1月末に作成したリーフレット「ストップ!特定外来生物」及びヒアリ 等確認時の対応等についてのマニュアルなどについては、県ホームページで公表し、県民に対し注 意喚起及び普及啓発を実施。
- ・特に、ヒアリ・アカカミアリについては、国や関係市町と連携し、専門家の指導のもと、早期発見・ 駆除・定着防止を実施。
- ・富士山では、平成26年度、27年度に実施した外来植物の分布状況を把握する調査の結果、多数の外来植物が確認されたことから、外来植物の侵入を防止するためのマットを登山道の入り口に設置。
- ・富士山では、外来植物に関する講習、除去を実施。(ふじさんネットワークと共催「富士山麓外来植物撲滅大作戦Ⅱ」、H30.11.24 開催、参加者 30 人)
- ・各市町においてセアカゴケグモを駆除。(H30:三島市、掛川市、牧之原市、裾野市、藤枝市で発見)
- ・桶ケ谷沼におけるアメリカザリガニを駆除。[自然保護課]
- ・清水港や御前崎港における、ヒアリ等生息調査を実施。対策連絡会議を開催。 ※清水港において20個体ヒアリを確認し、全て殺処分。(H30.8)
- ・清水港において、定着防止対策として舗装補修工事を実施。[港湾企画課]
- ・指定管理業務の中で、生息状況と調査を毎月実施。[空港管理課] ※国からヒアリ等生息調査要請を受けて、調査結果を報告。(6月、10月) ※11月にターミナル地区を中心に専門家による現地調査を実施。(ヒアリ等の発見なし)
- ・外来生物であるブラックバスやブルーギルは、外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び 防除の促進等のほか、静岡県内水面漁業調整規則により移植の原則禁止を継続。[水産資源課]
- ・県立森林公園において、指定管理者 ((一社)フォレメンテあかまつ) がボランティア等と協力し、メリケントキンソウの駆除活動を実施。
- ・しずおか里山体験学習施設「遊木の森」において、運営受託者(認定NPO法人しずおか環境教育研究会)がボランティア等と協力し、ワルナスビの抜き取りや薬剤塗布による駆除を実施。 「環境ふれあい課〕







アメリカザリガニの駆除

ヒアリ調査

セアカゴケグモ(環境省 HP)

[遺伝的撹乱に配慮した漁業]

- ・栽培漁業における放流魚の親魚は、放流海域より採捕した魚を使い、定期的に一定数を入替え。 ※一つの系統に固定されてしまわないよう配慮。
 - ※海域の天然親魚を養成するため、ヒラメは5尾削減、7尾補充、アワビはクロアワビ53個、メガイ20個(計73個)を追加、トラフグは10尾全て入替え。[水産資源課]

[動物の愛護と遺伝的撹乱への配慮]

- ・飼い主に対し、終生飼養、適正飼養、所有者明示等の指導を実施。(指導件数 5,520件)
- ・動物取扱業者への立入検査を行い、法令遵守の徹底等について指導。(立入件数 710件) [衛生課]

[鳥獣保護区の設定と鳥獣管理のための計画策定]

・鳥獣保護区の設定 (H30)

特別保護地区		鳥獣保護区		特別保護地区 鳥獣保護区 狩猟鳥獣捕獲等 禁止区域					猟法 区域
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
4	6, 041	112	141, 220	3	2, 633	1	815		

(面積:ha)

- ・狩猟者に狩猟可能な区域を分かりやすく示すため、狩猟地図をGISにより提供。
- ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区の指定、捕獲者の許可基準など、県の鳥獣保護管理事業の指針となる「第12次鳥獣保護管理事業計画」を平成29年3月に策定。また、第12次鳥獣保護管理事業計画の策定に合わせ、生息頭数が著しく増加し、生態系への影響が懸念される鳥獣(ニホンジカ、イノシシ及びカモシカ)に対し、長期的な視点から管理を図るための「第二種特定鳥獣管理計画」を策定。
- ・第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンジカ第4期)の変更。 ⇒変更内容:管理ユニットを市町単位へと変更。
- ・ニホンジカ生息密度調査の実施。
- ・カモシカモニタリング調査の実施。
- ・カワウ生息実態調査の実施。[自然保護課]
- ・広域に移動するカワウについては近隣都府県により構成されるカワウ広域協議会に出席し、情報共有。 アユ等に深刻な漁業被害をもたらしているカワウについて、生息状況の把握に努めるとともに、有識 者、漁協、保護団体、行政等で構成する「静岡県カワウ食害防止対策検討会」において、より効果的・ 効率的な対策のあり方を検討。「水産資源課〕
- ・市町の鳥獣被害防止計画に基づく活動を支援。(H30補助金134,638千円)[地域農業課]

「被害防止や個体群調整による鳥獣被害対策」

- ・生息数が増えすぎたニホンジカは、自然生態系への影響や農林業被害を引き起こしていることから、 平成16年度から第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数を適正な数まで減らすための個体数調整 を実施。
- ・ニホンジカ管理捕獲の実施。(H30 捕獲実績: 8,960 頭)
- ・南アルプスの高山植物をニホンジカの採食圧から守るため、防鹿柵の設置等の植生保護対策及び復元活動をボランティア団体との協働により実施。[自然保護課]
- ・銃器によるカワウ駆除を実施する県内漁協に対しその費用を助成し、約1,500羽を駆除。 [水産資源課]
- ・市町の被害防止計画の施策を適切に実施する鳥獣被害対策実施隊の設置を推進。 (設置市町数 11→15)
- ・副知事をトップとした「静岡県鳥獣被害対策推進本部」を設置し、「野生鳥獣緊急対策アクションプログラム(平成30年度~令和3年度)」に基づき、市町による「被害防止計画」の策定と実施に向けた支援事業等の活用を促進。
- ・侵入防止柵の整備支援や地域の鳥獣被害対策の指導者である静岡県鳥獣被害対策アドバイザーの養成(48人)、農業者自らによる被害防止対策の実施に向けた技術支援などを推進。[地域農業課]
- ・森林環境保全直接支援事業で獣害防止柵設置延長 14,249m 支援。[森林整備課]

[狩猟登録者の増加・指導と獣肉の利活用]

- ・ニホンジカの管理捕獲や被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)等の担い手を育成するため、初心者や 中級者を対象とした捕獲技術研修を実施。
 - ※管理捕獲等担い手育成研修。(参加者人数:64名)
- ・狩猟や被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)を行う者に対し、関係法令を遵守し、事故や違反がないよう、指導・取締りを実施。[自然保護課]
- ・県が策定した「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン (ニホンジカ、イノシシ)」に基づく食肉加工を推進。
- ・ガイドラインに沿った衛生的な食肉利用を推進するため、研修会を開催すると ともに、「ふじのくに食と花の都の祭典」においてジビエの P R を実施。
- ・市町の被害防止計画の施策の実施に対して、農林水産省の「鳥獣被害防止総合 対策交付金」を活用し支援。
- ・1市が食肉処理施設、3市が侵入防止柵を整備するとともに、29市町が捕獲機材の導入や有害捕獲活動への支援、被害防止講習会等を実施。[地域農業課]



ジビエに関するチラシ

【基本方向2】

「生物多様性を支える社会をつくる」の管理指標

行動方針5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進

行動方針6 人と生物多様性が育む歴史・文化の継承

行動方針7 生物多様性に関する環境教育の推進

		実績		目標	評価
管理指標	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30) a	2027 年度 (R9)b	区分 ※aとb を比較
一般廃棄物排出量(1 人 1 日 当たり)	917g/人・日 (2013 年度)	878g/人・日	(2020年4月 公表予定)	815g/人・日 (2021 年度)	_
自然ふれあい施設における自 然体験プログラムの実施回数	159 回/年	149 回/年	190 回/年	160 回/年 (2020 年度)	©
しずおか未来の森サポーター 制度参加者数	119 社	124 社	126 社	136 社 (2020 年度)	0
地域戦略の普及に係る講演会 や情報交換会等の開催数	0 回/年	0 回/年	1回/年	1回/年	0
生物多様性関連資料を活用し た環境教育イベント数	0 回/年	0 回/年	2 回/年	2 回/年	0
	163, 093 人/年	158, 294 人/年	156, 229 人/年	170,000 人/年	•
	71 件 (1985~2016 年度の累計)	75 件	79 件	80 件	0
 リバーフレンドシップ制度を 活用する団体数	565 団体	591 団体	617 団体	850 団体	0
「生物多様性」の用語の認知 度	20. 00%	21. 30%	20. 20%	60%	•

行動方針5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進

[消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮]

- ・ふじのくに消費者教育推進フォーラムの開催。(9月)
- ・エシカル消費につながる認証ラベルに関するシンポジウム、展示など、県民に対する広報活動として開催。エシカル消費に関する啓発資料の作成。エシカル消費の理念や認証ラベルの紹介など、県民向けの啓発資料を作成し、配布。
- ・環境に配慮した消費行動やライフスタイルにより持続可能な社会を目指す「消費者市民社会」の理 念を普及するため、担い手となる地域人材や教員に対し、消費者教育に関する知識や指導ポイント を学ぶ研修を実施。[県民生活課]
- ・生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等、生活排水処理施設の整備が有効である。本県における汚水処理人口普及率 (汚水処理人口/行政人口) は、平成30年度末において81.4%と、全国平均の91.4%を下回っている。
- ・浄化槽の機能が適正に維持されていることを検査する法定検査の受検案内を未受検の浄化槽管理者 に送付。(28,000 通)
- ・浄化槽管理者への立入検査を実施。(1,258件)「生活排水課、生活環境課]
- ・2 市町で実施した漁業集落排水施設の長寿命化対策を支援し、生活排水による影響低減に寄与。 「漁港整備課〕
- ・循環型社会の形成に向け、3R推進月間である10月に、市町と連携して3Rに関する取組を呼び掛け、県民、事業者、行政が一体となった普及啓発を実施。
- ・3 Rに対する県民の理解を深めるため、「3 R推進フォーラム」を開催。県民向けの講演会やごみ削減の先進取組事例の発表を実施。(参加者約400人)
- ・「食べきりやったね!キャンペーン」を実施。(協力店舗634店、ポイント付与2,732回)
- ・「食べきりやったね!チャレンジ」を実施。(食品ロス削減の啓発教材を県内の全小学生約20万人に配付。標語の募集の応募数928通)
- ・県内の大学等の新入生を対象に、「大学生に教えたい3R講座」を開催。(3大学で3,350人)
- ・「監視の目」増強のため7団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結。
- 「不法投棄。させない・されない・許さない!」不法投棄撲滅街頭キャンペーンの実施。
- ・平日夜間や休日における民間警備会社によるパトロール及び県下一斉「不法投棄防止統一パトロール」の実施。[廃棄物リサイクル課]

平成30年度「3R推進フォーラム」の概要

開催日	会場	講演内容	参加者数
10月19日	静岡市民 文化会館 中ホール	「「ごみダイエットプロジェクト」の取組について」 (富士宮市生活環境課) 「家庭ごみの削減に向けて私たちができること」 (東洋大学経済学部教授 山谷 修作氏)	約 400 人

平成30年度ごみ削減推進キャンペーンの実績

実施市町数	参加人員	回収空き缶個数	ごみ回収量
31	約 218,000 人	約 174,000 個	約 248 トン

^{※5}月30日(ごみゼロの日)を中心に、市町や関係機関・団体に一斉清掃等の環境美化活動や3R推進の啓発活動を呼びかけ、ごみ削減推進キャンペーンを実施。

[事業活動における生物多様性への配慮]

・県内事業者に支援員を派遣し、環境マネジメントシステムの導入を支援。(県内 79 事業者)

[環境政策課]

- ・大気関係 357 特定事業所、水質関係 413 特定事業所に対し、立入検査を実施。
- ・事業者向けの化学物質管理の適正管理等を目的とした「化学物質管理セミナー」を開催。 (参加者:121人)
- ・企業等が開催する環境対話集会への参加。(2回)
- ・水生生物に係る環境基準の類型を指定している62水域で、常時監視を実施。
- ・内分泌かく乱物質等4物質のモニタリングを実施。(榛原小笠水域の5河川)
- ・事故等により、公共用水域に汚染物質が漏洩・拡散した場合には、国や市町等の関係機関と連携 の上、原因施設の設置者等に対して流出物の回収等の原状回復措置を指導。
- ・工場において選任されている公害防止管理者を対象に、環境法令や公害防止管理に関する知識・ 技能習得を目的とした再教育研修を実施。「生活環境課】
- ・県内外の企業、県内市町の担当者向けに、先進的な工場緑化を実施している企業の視察を実施。
- ・地域特性にあった緑化や工場敷地の有効活用としての駐車場兼用緑地の整備など、質の高い工場緑 化の取組みを見学し、工場緑化に係る本県理念の浸透を図った。

(企業:16社21名、市町:6市町7名、県:4名 計32名)[経済産業部]

- ・県道仁杉柴怒田線の新設に伴い整備したビオトープについて、自然環境維持管理手法の検討、自然環 境モニタリング調査を NPO 法人「里の楽校」において実施。 [道路整備課]
- ・河川災害復旧の指針となる、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」が改定されたため、講師として 国交省災害査定官を招き、県・市町職員や、コンサルタントを対象にした講習会を開催。希少種を含 め、災害復旧のポイントを学び技術力向上を図った。[土木防災課]
- ・浜松市沿岸域の防潮堤整備において、過年度に実施した自然環境検討委員会における環境保全対策の 助言を踏まえて事業を実施し、その経過を年度末の同委員会に報告。[河川海岸整備課]

「森林や農地の管理]

- ・森づくり県民大作戦については、春と秋の重点期間を中心に、森づくりグループにより 938 行事が開 催され、延べ28,271人が参加した。また一部の行事参加者に生物多様性に関する小冊子(Iki·Tomo) を配布するとともに、森づくり県民大作戦が国際機関である"国連生物多様性の10年日本委員会" の連携事業に認定され、同委員会ホームページへの一部行事の掲載、チラシへのロゴマーク使用など により、森づくり活動が生物多様性の保全につながることなどを普及。
- ・森づくりグループの育成・支援等については、安全技術講習や、"森 と自然を活用した保育・幼児教育"など、新たな森林空間の活用に 関する講演会や事例紹介を行う「森づくりミーティング」を開催。
- ・しずおか未来の森サポーター制度は、平成30年度末で、協定締結企 業が43社、「間伐に寄与する紙」の購入企業が83社、合計126社。 「環境ふれあい課】



新規サポーターとの協定締結式

・農山村地域の持続的な発展を推進するため、農山村地域のリーダー的な人物や、今後活躍が期待される 人物を対象とした研修会の開催や情報誌の発行、地域活動のよろず相談のための「むらづくりワンス トップ窓口」の設置・運営等を行うことにより、活発で発展的な活動を主体的に実施する人材を育成。 「農地保全課]

- ・間伐等の森林整備を着実に実施し、森林の水源涵養機能や土砂流出防止などの公益的機能の向上を 図った。
- ・県では、森林経営計画の樹立促進を通じて、森林施業の集約化を推進しており、平成30年度末現在、80,381haの計画を認定。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機に、非住宅分野を中心に森林認証材の需要拡大が 見込まれることから、県営林を核とした森林認証林の拡大と認証材の安定供給体制の整備を促進。
- ・伊豆半島森林認証ネットワークと富士山森林認証グループの2グループが森林認証を取得し、伊豆半島森林認証ネットワークが取得審査を受けるなど、県下全域で森林認証の取得拡大に向けた体制を整備。(森林認証林は66,798haに増加)[森林計画課]
- ・就業のための相談会「しずおか森林の仕事ガイダンス」や就業希望者が林業の仕事を体験する「しずおか森林の仕事体験会」等を開催し、新規就業者を確保。
- ・林業の基本的な技術と知識を有する者に対し、生産性向上に向けた技術や現場管理能力の習得等を 支援し、適正な森林管理を担う森林技術者を育成。[林業振興課]

「道路や河川管理」

- ・快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業等の道路清掃や道路美化活動を支援。 (しずおかアダプト・ロード・プログラム…平成13年度から始まり、平成30年3月末現在、171団体が道路の美化活動に参加) [道路保全課]
- ・「リバーフレンド」として、H30 年度は新たに 26 団体と同意書を締結。(H31.3 末現在、リバーフレンド団体は 617 団体) [河川企画課]
- ・生物の営み、河川景観、流水の清潔などを維持し、水利使用を行うために必要な河川の正常流量を 確保するため、利水者の取水量の監視、既設の多目的ダムからの適切な補給を実施。 [河川企画課]

⇒ 中央リニア新幹線建設工事における活動の詳細は、地域個別計画(P39~)に掲載

[環境影響評価条例・自然環境保全条例]

- ・再生可能エネルギーを利用した発電所建設事業(バイオマス)1件、廃棄物処理施設建設事業2件、 道路建設事業1件において、環境影響評価手続を通じて、事業者に対し生物多様性への影響の回避低 減について助言指導。
- ・森林伐採を伴う大規模太陽光発電施設の建設を環境影響評価の対象とし、環境の保全について配慮が なされるよう条例施行規則を改正。[生活環境課]
- ・静岡県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全・緑化等を内容とした自然環境保全協定の締結を 事業者に指導。(H30 協定締結件数: 7件(全県))[自然保護課]

[土地利用指導要綱·林地開発許可制度]

- ・県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施 (H30:新たに1件承認、現地調査9件)[土地対策課]
- ・公益的な機能を持つ森林を無秩序な開発から守り、森林の適正な利用を図るため、1 ha を超える森林 を開発する場合には、「森林法(昭和26年6月26日法律第249号)」に基づく許可が必要。 ただし、国や地方公共団体等が行う場合は、法の趣旨に則り、連絡調整により対応。
- ・平成30年度の許可件数は17件(155ha)、連絡調整件数は7件(20ha)。「森林保全課]

行動方針6 人と生物多様性が育む歴史・文化の継承

[文化財の調査・指定・登録]

· 文化財保存・管理費助成 : 107 件、150, 613 千円

・新たな県文化財指定:2件「文化財課]

[文化的景観の保全]

<一社一村しずおか運動>

- ・農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、協働によって農地等の保全活動を行う「一社一村しずおか運動」を促進。
- ・41 の協定組織により、棚田保全活動、農業体験、地場産品の販売、交流活動等を実施。 ※取組等:農山村と企業とのマッチングの推進、情報誌での活動紹介などによる活動支援・PR。 「農地保全課〕

<棚田保全活動>

- ・県内9箇所の棚田の保全活動について、ボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の会員により支援。
- ・棚田等を保全するため、県内9地区の棚田保全組織と連携し、草刈りや田植え、稲刈りなどの保全活動を実施。
- ・菊川市「倉沢の棚田」では、地元農業者や棚田オーナー、静岡大学の棚田サークル、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員、「一社一村しずおか運動」に取り組む企業等による保全活動が行われているほか、棚田であぜ道アート等のイベントも開催。
- ・松崎町「石部の棚田」では、「棚田保全推進委員会」が募集する棚田オーナーのほか、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員等による活動も実施。 「農地整備課・農地保全課〕



棚田オーナーやボランティア による田植え (松崎町)

<ふじのくに美農里プロジェクト>

- ・農業者を主体とした活動や、農業者に加え地域住民や自治会、学校等の多様な主体の参画を得た 協働活動により、農地や農業用水路等の地域資源の保全や農村環境の維持・向上を図る取組。
- ・平成19年度から始まり、平成30年度は235組織が活動。[農地整備課]

<歴史的風致地区の維持・向上>

・ふじのくに美しく品格のある邑づくりを通じて、歴史や伝統文化の継承に取り組む邑を支援。 「農地保全課〕

<邑づくり>

・平成30年度までに129の地域がふじのくに美しく品格のある邑として登録。登録された邑に対して、広報(HPや季刊誌等を通じた情報発信)、人づくり(研修会の開催やアドバイザー派遣等による人材育成)、協働(ふじのくに美農里プロジェクト、一社一村しずおか運動、しずおか棚田・里地くらぶ、むらサポ企業会員との連携)の施策により、農の営みにより代々守られてきた貴重な地域資源の保全・継承を支援。[農地保全課]

[地域の景観計画や景観協議会づくり]

<しずおか農山村サポーター「むらサポ」>

・むらサポに登録された会員(H31.3月末:3,916件)に対して、週に1回メールマガジンにて、農山村の魅力ある農村景観等の地域資源や、それを維持するための活動やイベント等の情報を発信。

[農地保全課]

- ・トップセールスによる働き掛けや、景観形成推進アドバイザー制度等により市町の計画策定を支援 し、新たに1町が景観行政団体へ移行、3市町が景観計画を策定。
- ・大井川流域・牧之原大茶園で広域景観形成行動計画を策定したほか、各広域景観協議会において行動計画に基づく取組の進捗管理等を行い、景観施策を推進。
- ・社会総がかりの景観形成の必要性が高まる中、県民の景観意識の醸成を図るため、景観の基本的な知識の習得を目的とした「景観セミナー」を開催し人材を育成。[景観まちづくり課]
- ・荒廃農地等を活用した景観作物の栽培や農業体験など、地域活性化に取り組む団体等の活動を支援。
- ・国交付金との協調助成により荒廃農地の再生利用を促し、担い手の規模拡大や、新規就農者及び農業参入した企業の農地確保を支援。「農業ビジネス課
- ・空港周辺地域の環境を保全するため、「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づく監視を行い、 航空機騒音対策などの生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施。
- ・周辺地域と調和した魅力あふれる空港を目指し、地元 NPO 法人との協働による自然環境活用や景観 形成の取組を実施。
- ・空港来訪者への「おもてなし」の観点から、空港アクセス道路沿いのサクラ等の維持管理など、空 港周囲部を活用した景観形成の取組を推進。「空港管理課

[伝統的農法の保全・継承]

- ・地球環境史ミュージアムと連携し、認定地域内で生物多様性調査を実施。
- ・首都圏等で実施した展示会やイベント等に参加し、農法実践者の茶の PR を行った他、世界農業遺産 認定 5 周年を記念した「世界農業遺産とティーペアリングを楽しむ会」を夏~冬にかけ実施し、ブ ランド化を推進。
- ・世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会で実施しているボランティア助成制度に基づき、ボランティア受入等を行う団体に対し支援を実施。[お茶振興課]

行動方針7 生物多様性に関する環境教育の推進

「自然とのふれあいの促進]

- ・県立森林公園や県民の森等、県内9箇所の自然ふれあい施設の運営・管理を実施。
- ・県立森林公園(森の家を含む)及び県民の森では、民間の能力を活用し、利用者へのサービス向上と 経費の節減を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入。
- ・県立森林公園では、平成27年度から再整備事業として、老朽化した施設の修繕及び更新を図っており、平成30年度は森の家や木工体験館の空調設備の更新等を実施。[環境ふれあい課]

「生物多様性に配慮したエコツーリズムの促進]

- ・農林漁家民宿の開業を促進するため、研修会の開催等により制度の周知を図るとともに、各農林事務 所の相談窓口において、開業に係る相談に対応。(6軒開業)
- ・体験型教育旅行の誘致促進のため、教育旅行を取り扱う旅行会社を対象とした体験型教育旅行のファムトリップを実施。「観光政策課

[環境教育・環境学習の方針の策定や指導者の育成]

- ・環境学習指導員の養成と質の向上を目的として環境学習指導員養成講座・スキルアップ講座を実施。 (7月~12月、参加者数:14人)
- ・環境教育・環境学習を推進するためには、地域において自主的、自発的に環境保全活動を行い、環境 教育・環境学習を指導する人材を育成することが必要。平成30年度末現在、500人が「静岡県環境学習 指導員」に登録。
- ・学校等で実施される環境学習や教職員の研修等の機会にも環境学習指導員を講師として活用されるよ う市町や教育機関と連携。
- ・伊豆・東部、中部、西部の3地域で「環境教育ネットワーク推進会議」を平成30年10月に開催し、企業やNPO、社会教育施設、行政等の多様な主体が連携する環境教育・環境学習の新たな体制を構築。 (平成30年度ネットワーク参加者155名)[環境政策課]

[子どもへの環境教育・環境学習の推進]

- ・各学校においては、地域の環境の特徴や子供たちの実態、目指す子供像等を踏まえた上で、各教科、 総合的な学習(探求)の時間、特別活動等において、必要な環境に関する学習を実施。[義務教育課]
- ・静岡県の生徒教員を対象に、伊豆半島ジオパーク協議会の専任研究員を講師に迎え、伊豆半島ジオパークの見学会を実施した。自然環境や自然災害等について専門家から説明。[高校教育課]
- ・県立特別支援学校では、学校や地域の実情に応じ、地域住民や幼稚園、小・中学校、高等学校等と協働した自然保護活動等の学習に取り組んでおり、91.8%の学校が身近な自然の事物・現象や自然科学に対する興味・関心等を育てる「自然体験学習」等を実施。[特別支援教育課]
- ・自然の中での生活体験や冒険的体験を通して、自立心や忍耐力、協調性を養うとともに、生命や自然 への畏敬の念をもって自然と調和して生きていくことの大切さを感じ取れる青少年の育成をねらいと した、自然生活体験プログラムを実施。
- ・朝霧野外活動センターではキャンプやオリエンテーリング、焼津青少年の家では海洋活動(カヌー漕艇)やネイチャーハイキング、観音山少年自然の家では沢登りや観音山登山、三ケ日青年の家では海洋活動(カッター漕艇)やウォークラリーなどの各施設の立地条件を生かした特色ある体験プログラムが用意され、青少年を中心とした利用者の目的にあった活動を実施。[社会教育課]
- ・こどもエコクラブ学習会・交流会を開催。(参加人数:34人)
- ・県、静岡新聞社・静岡放送の主催により、県内の小中学生を対象に環境をテーマとしたこども環境作 文コンクールを開催。(応募総数:小学校65校・285作品、中学校63校・957作品)[環境政策課]

- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等が参加し、平成31年1~2月の間に82の環境学習会を実施する環境学習フェスティバルを開催。
- ・県、静岡新聞社・静岡放送が主催した環境の研修交流では、平成30年8月に、作文コンクールで優秀な作品を応募した児童・生徒の中から選考した4人(平成29・30年度大使:2人、平成30・31年度大使:2人)を、アメリカ合衆国(ハワイ島・オアフ島)でのエコツアーや現地の子どもたちとの交流活動などに派遣。[環境政策課]
- ・県内の小・中学生を対象に、「水の週間記念作文コンクール」を実施。 (H30:県内の小中学校13校から478点の応募)
- ・県内の小学校を対象に「水の出前教室」を実施。 (H30:小学校96校で5,314人を対象に実施)
- ・他団体主催の各種イベントに参加し、事業説明やパネル展示等、水の啓発 活動を実施。(静岡市上下水道フェア、環境衛生科学研究所施設公開等)
- ・「静岡県の湧き水」情報を県のホームページから発信。[水利用課]



「水の出前教室」の様子

[あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進]

- ・標本と解説をセットしたユニット (ミュージアムキャラバン) を県内の 小中学校等に巡回展示。(H30: 県内 49 箇所、観覧者数 309, 991 人)
- ・標本や写真パネルによる展示 (ミニ博物館) を実施。(H30: 県内 21 箇所、195,855 人) [文化政策課] (再掲)
- ・ユネスコ世界ジオパークとしての価値を高める「学術調査」、「教育・普及」に係る取組への支援。[観光政策課]



ミュージアムキャラバン

[あらゆる媒体による情報発信]

- 各種媒体による情報提供を実施。
 環境局HPアクセス件数: 2,203,986件(H30)
 H30版環境白書発行部数: 2,300部
- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等が参加し、平成31年1~2月の間に82の環境学習会を実施する環境学習フェスティバルを開催。[環境政策課]

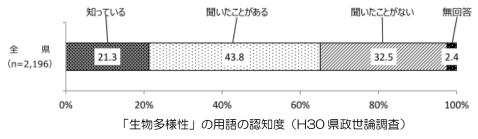




「生物多様性」という用語の認知度と主流化

平成 30 年度に行った県政世論調査では、「生物多様性」の用語の認知度についてアンケートを実施しています。その結果、「言葉も意味も知っている」(21.3%)と、「意味は知らないが言葉は聞いたことがある」(43.8%)を合わせた 65.1%が「生物多様性」という言葉を聞いたことがあると回答しました。その一方で、「言葉も聞いたことがない」という人は 32.5%と全体の 3 分の 1 を占めています。

生物多様性という用語自体の認知度も大切ですが、それ以上に生物多様性に対する意識・関心を 高めるとともに、実際に生物多様性の保全、利用の行動に結び付けていくこと (=生物多様性の 主流化)が重要です。



【基本方向3】

「生態系を保全・再生・創出する」の管理指標

行動方針8 豊かな自然環境が残る奥山の保全

行動方針9 自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり

行動方針 10 都市の自然再生・創出

行動方針 11 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保

行動方針 12 海岸から深海につながる生態系の保全

	実績			目標	評価
管理指標	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30) a	2027 年度 (R9)b	区分 ※aとb を比較
高山植物保護指導員等の研修 会・意見交換会開催回数	1回/年	2 回/年	2回/年	2 回/年	0
協働による富士山の自然環境 保全活動の実施回数	5 回/年	5 回/年	5回/年	5 回/年	0
森林の多面的機能を持続的に 発揮させる森林面積	9,825ha/年 (2011〜2015 の平均値)	9,971ha/年	10,080ha/年	10,000ha/年	0
森づくり県民大作戦の参加者数	28, 343 人/年	27, 968 人/年	28, 271 人/年	28,000 人/年(2020 年度)	0
自然環境保全目標達成率	100% (2015 年度)	100%	100%	100% (2018 年度)	0
認定茶草場面積	423ha	422ha	423ha	423ha	0
河川や湖沼等の公共用水域の 水質に係る環境基準 (人の健 康の保護に関する 27 項目)の 達成率	100%	100.0%	100. 0%	100%	0
浜名湖環境保全活動参加者数	20,333 人/年	20,762 人/年	20, 299 人/年	20,000 人/年	0

行動方針8 豊かな自然環境が残る奥山の保全

[法令等による保全]

<自然公園内の各種行為許認可、届出件数>

- · 公園事業 57 件
- •特別地域許認可等 687件
- ・普通地域届出 30件
- ·静岡県自然公園指導員委嘱 45 人
- ・富士箱根伊豆国立公園における車両乗入れ防止パトロール2回実施。[自然保護課]

[富士山の環境保全]

- ・富士山のごみ持ち帰りマナー向上対策事業を実施。
- ・県と富士市(6月23日)、裾野市(10月20日)、富士宮市(2月16日)、24時間テレビチャリティー委員会との共催で「富士山ごみ減量大作戦」を公募ボランティアの協力を得て実施。
- ・植生復元支援事業バス借上。[自然保護課]
- ・富士宮口及び須走口にて、7月10日(火)から9月10日(月)まで 連続63日間でマイカー規制を実施。[道路企画課]



富士山ごみ減量大作戦

⇒ 富士山における活動の詳細は、地域個別計画(P35~)に掲載

[南アルプスの環境保全]

- ・高山植物保護指導員委嘱総数 392人
- · 防鹿柵整備 10 箇所
- ・ロープ柵維持修繕 3箇所
- ・土砂流出防止マット設置 2箇所 [自然保護課]



聖平



荒川岳



三伏峠

⇒ 南アルプスにおける活動の詳細は、地域個別計画(P38~)に掲載

[気候変動による影響の監視]

- ・県内の温室効果ガスの削減目標を定め、毎年進捗状況を管理。(県内温室効果ガス排出量算定調査) ※H28 年度温室ガス削減量はH17 年度比△13.5% (速報値)
- ・気候変動影響による被害を回避・軽減するため、適応取組方針を策定。[環境政策課]

行動方針9 自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり

[法令等による保全]

⇒ 法令等による保全は、行動方針8(P25~)に掲載

[森林の適正管理・整備の促進]

- ・森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積 10,080ha 「森林整備課]
- ・森林経営計画の認定面積(累計)80,381ha
- ・森の力再生事業による森林整備面積 1,035ha
- ・森の力再生事業による竹林整備面積 13ha [森林計画課]
- ・木材の増産に向けて路網の整備を進めるとともに、低コストな主伐・再造林の普及促進に向けた実証 事業を実施。[森林計画課・森林整備課]
- ・山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養等森林の持つ公益的機能の保全・形成 等を図るため、森林の維持造成等を通じた荒廃地の復旧整備を計画的・効率的に実施。「森林保全課〕
- ・土砂災害の防止や水源涵養等の「森の力」を発揮させるため、森林所有者による整備が困難な森林で、 緊急に整備が必要な荒廃森林について、森林(もり)づくり県民税を充当し、「森の力」の回復に必要な 森林整備を促進。
- ・平成28年度から10年間で11,200haの森林整備を計画、平成30年度は1,035haを整備。「森林計画課]
 - ⇒ 森づくり県民大作戦は、行動方針5(P18)に掲載

「県産材の利用拡大]

- ・"ふじのくに"公共建築物等木使い推進プランに基づく率先利用。 (利用実績 21,765 m³/目標達成率 104%)
- ・住んでよし しずおか木の家推進事業による県産材を利用した住宅取得等への助成。 (事業費 155,694 千円、助成棟数 1,100 棟)
- ·認証取得森林面積:66,798ha。[森林計画課、林業振興課]
- ・計画的な間伐材の伐出を行う林業事業体に対し、間伐材の伐出・搬送経費の一部を補助。
- ・平成30年度は合計で約30万㎡の間伐材の伐出を支援。[森林整備課]
- ・平成30年度から低コスト主伐・再造林に取り組む林業経営体を支援。「森林計画課、森林整備課]
- ・住宅施工者を「しずおか木の家推進事業者」として登録。県産材を使用 した木造住宅の広報マンとして営業を展開。
- ・県産材利用に対する社会的な評価を高め、県産材を使った木造化・木質 化の模範となる非住宅の優良建築物を表彰する「ふじのくに木使い建築 施設表彰」を実施。
- ・設計者が県産材を利用した建築物の木造化・木質化を進めるにあたって の木材に関する知識の習得と、設計者と木材供給者の情報交換の場とし て「ふじのくに木使い建築カレッジ」を開催。
- ・建築主と設計者が県産材を利用するための課題や疑問を解決する官民連 携の会議「ふじのくに木使い推進会議」を開催。
- ・市町は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22 年法律36号)に基づく「市町村方針」を踏まえ、学校や保育所、公民館などの木造化、内装木質化



を推進。

- ・供給体制の強化として、県内6地域の製材工場等のネットワークの活動支援、広域連携体制の構築を 促進。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連の取組として、選手村ビレッジプラザへの県産森林認証 材の提供を通じて品質と供給力をPR、仮施設への県参材利用を検討し、組織委員会に提案。
- ・ジャパン建材フェアやWOODコレクション(モクコレ)2019などの首都圏展示会への出展を支援。
- 輸出に意欲ある企業で構成する県産材輸出研究会を開催。
- ・木材加工流通施設の整備等を行う木材関連業者や団体を支援。「林業振興課]

[松枯れ等の対策の実施]

・県単独森林病害虫獣総合対策事業及び保全松林緊急保護整備事業、市町単独事業で空中散布 487ha、 地上散布 790ha、伐倒駆除 4,266m3、予防剤注入 1,527 本を実施。(ナラ枯れ対策は実績なし)

「森林整備課〕

[協働による農地等の保全活動の促進]

⇒ 「一社一村しずおか運動」「棚田保全活動」「むらサポ」「ふじのくに美農里プロジェクト」 「邑づくり」の詳細は、行動方針6(P20~)に掲載

<住民等と連携した豊かな自然環境が確保された農村地域の整備>

- ・農家数の減少、条件不利地での営農規模縮小等により荒廃農地が増加する中で、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等の多様な主体の参画により、農村環境と地域資源の保全に取り組む「ふじのくに美農里プロジェクト」の活動組織を支援。
- ・平成31年3月末現在、県内235地区において、活動を展開。「農地整備課]
- ・貴重な自然を保全するとともに、生物の生息・生育空間として農地の畦畔沿いの草地や樹林の連続性、 農道沿いの排水路の自然環境の連続性を持たせ、水と緑のネットワークを拡大。
- ・農村地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、農業生産の持続性の確保と多様な主体の参画による自然環境の適切な保全を目的とした「静岡県農村環境対策指針」を策定。
- ・農業農村整備事業の実施に当たっては、同指針に基づき、生物の生息や生育に配慮。[農地計画課]

「GAP(農業生産工程管理)や地産地消の推進]

- ・新規GAP認証取得への補助及び国際水準GAP認証への切替補助。 (新規認証:114 農場、認証切替:186 農場)
- ・ I PM (総合的有害生物管理) を実践する農業団体への補助。(2団体 (イチゴ))
- ・有機農業等の環境保全型農業に取り組む農業者への補助。(19 市町、42 件、370ha)
- ・地産地消に取組む企業や団体に対して、しずおか地産地消推進協議会の後援や地産地消シンボルマークの提供等を行うことで、取組を支援。
- ・2月23日の「富士山の日」と8月21日の「県民の日」を中心に、県内のスーパーマーケットや直売 所等に共通ののぼり旗やポスター等の広報素材を提供し、「地産地消フェア」の開催を促進。
- ・県内7地域で、地場産品を利用した小学生向け和の給食コンテストを開催。受賞作品は、栄養士らによる検討会を踏まえて、地元の小学校で給食メニューとして提供。「地域農業課
- ・平成28年12月に制定した「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」に基づき、県民会議を開催するとともに、児童生徒への静岡茶の提供や静岡茶講座を開催。[お茶振興課]

[伝統的農法の継承]

⇒ 伝統的農法については、行動方針6(P21)に掲載

[竹林の適正管理]

・大内モデル地区において、竹林の保全・管理や広葉樹の植林、下草刈りなどの作業会を 62 回実施。 [砂防課]

[草地の整備]

・根原県有地(朝霧地域)の草原性植生保全のため、NPO法人との協働による維持管理・朝霧高原の動植物を育む草原性植生の大切さを学ぶ学習会と草刈作業の体験会を実施。[自然保護課]



行動方針 10 都市の自然再生・創出

[都市における緑地の確保]

- ・「緑の基本計画」の策定に対して1市へ技術的助言。
- ・県営都市公園において、指定管理者制度導入による民間の創意工夫を活用した管理運営を実施。
- ・公園緑化推進事業費において3市6箇所へ助成。「公園緑地課]
- ・街路事業により、都市計画道路池田柊線・谷田幸原線において植樹帯を整備。[街路整備課]
- ・「静岡県緑化推進計画」に基づき、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催地や交流拠点等を 重点エリアとする「花と緑のおもてなし空間」の整備の充実や実施箇所の拡大に取り組むとともに、 養成した緑化コーディネーター等による「人材バンク」の創設等、地域の人材の活用を働きかけ。
- ・静岡県芝草研究所を中心に、関係団体と連携して芝生の研究・普及。
- ・芝草研究所指導による園庭・ 校庭芝生化 2箇所 958m2
- ・芝生教室等の開催 4箇所「環境ふれあい課」
- ・官民一体となって都市における緑とオープンスペースの保全・創出を推進するため、市町が作成する 「緑の基本計画」の策定に対する技術的な支援を実施。
- ・県民がゆとりと憩いを感じる身近な緑の空間を創出するため、市町に対する助成等により、都市公園 の整備を推進。
- ・富士市の南町公園など、3市6公園の整備に対して助成。[公園緑地課]
- ・"ふじのくに"ならではの多様なライフスタイルやライフステージに対応する生活と自然が調和した「豊かな暮らし空間創生」の普及啓発。
- ・「豊かな暮らし空間創生推進協議会」と連携し、市町や事業者に対する研修会やアドバイザー派遣等 を実施。[住まいづくり課]
- ・ふれあい花壇オーナー制度による花壇の管理・運営(浜名湖ガーデンパーク)、チューリップまつりに向けた球根の植栽(吉田公園)、花いっぱい活動(静岡県草薙総合運動場)を始めとした幼稚園、学校等の奉仕活動やボランティアの受け入れによる花壇づくり等(各公園)、ホタルの保護活動(愛鷹広域公園)等を実施。[公園緑地課]

[県民参加による緑化の推進]

- ・グリーンバンク事業費助成により、緑化ボランティアの活動を支援するとともに、緑化によるおもてなし空間の整備等の実施。(緑化グループ支援 106 団体、おもてなし空間整備 4 箇所)
- ・緑化推進事業費により、静岡県緑化推進計画の適切な推進のため、情報収集や普及啓発を実施。
- 静岡県緑化推進会議、静岡県緑化推進有識者会議開催。
- ・(公財) 静岡県グリーンバンクと連携し、県民参加により公共的空間 の緑化を推進するため、緑化ボランティアへの活動費支援(123 団体) や、緑化資材(延べ4,633 団体)を配布。
- ・芝生のある豊かな暮らしと美しい街なみの形成を目指す芝生文化創造プロジェクトとして、県芝草研究所による常緑で管理しやすい芝生の研究調査や、(公財)静岡県グリーンバンクと連携した保育園などの公共的施設の芝生化の支援(6件)、芝生管理を行う人材養成のための研修(4回)を実施。



園庭の芝生化

・県民参加による緑化を推進するためには、県民の緑や芝生に対する理解を深める必要があり、(公社) 静岡県造園緑化協会と連携した、講習会の開催など、啓発活動を実施。[環境ふれあい課]

[豊かな暮らし空間づくり]

・豊かな暮らし空間創生住宅地を1団地認定。[住まいづくり課]

行動方針 11 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保

[水域の測定・監視]

- ・水生生物に係る環境基準の類型を指定している62水域で、常時監視を実施。
- ・公共用水域における有害物質や油の流出等の水質事故については、他県との連絡体制を整え、県境を越 えて事故の影響が及ぶおそれがある場合でも迅速な情報共有ができるよう連携。[生活環境課]
- ・天竜川及び大井川水利調整協議会において節水対策を実施。 (節水対策期間: 天竜川 116日、大井川 95日) [水利用課]

[水辺の国勢調査や河川整備計画等に関わる調査]

- ・菊川において魚類調査を実施
- ・生物多様性に配慮した河川整備基本方針・河川整備計画を策定 ※河川整備基本方針:1水系、河川整備計画(変更):3水系 [河川企画課]

[生物に配慮した河川等の整備・維持管理]

- ・「多自然川づくり基本指針」に基づき、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出 に配慮し、河川整備を実施。
- ・「リバーフレンド」として、H30年度は新たに26団体と同意書を締結。(H31.3末現在、リバーフレンド 団体は617団体)「河川企画課、河川海岸整備課
- ・河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」を基本とし、治水の 安全性を確保しつつ、瀬や淵、ワンド等現存する良好な環境を保全、再生すること等により、生きもの の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出。「河川海岸整備課〕

[湖沼・湿地の水環境の保全や自然再生]

- ・浜名湖クリーン作戦 (6/3(日)開催:19,726人参加)、浜名湖環境学習会 (3/16(土)48名参加)などの啓発事業を実施する、地元行政、農協、漁協、商工会等により構成された組織「浜名湖の水をきれいにする会」への支援。[自然保護課]
- ・「佐鳴湖水環境向上行動計画」に基づき、自浄作用(自然の営力)を導く環境づくり、豊かな生息環境 の創出、人と自然・文化のふれあい、などに資する取組を推進。
- ・麻機遊水地において、貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生を推進するため、底質・水質モニタリング調査及び浄化対策を実施。[河川企画課、河川海岸整備課]

[水産資源の管理]

・漁業者が行う採苗袋や被覆網によるアサリの増殖事業を支援。[水産資源課]

行動方針 12 海岸から深海につながる生態系の保全

[生物多様性に配慮した海岸の整備]

・高潮、津波等による被害軽減を図るため、海岸保全施設を整備するとともに、養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅の維持に努めることにより、生物多様性に配慮。[河川海岸整備課]

[海岸防災林の保全]

- ・防災林造成事業で L=2,493mの海岸防災林の整備を実施。[森林保全課]
- ・県単独森林病害虫獣総合対策事業及び保全松林緊急保護整備事業、市町単独事業で空中散布 487ha、地上散布 790ha、伐倒駆除 4,266 ㎡、予防剤注入 1,527 本を実施。(再掲) [森林整備課]

[砂浜や干潟の再生]

- ・砂浜整形工事(伊東、浜名)を実施。
- ・周辺環境のモニタリング調査業務を実施。
- ・養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅の維持に努めることにより、自然環境の保全を促進。
- ・海岸の整備に当たっては、環境の保全と復元に配慮し、砂浜の保全と回復を目的に養浜を主体とした整備を推進。
- ・周辺の自然環境や景観との調和を図り、海浜レクリエーションなどの海浜利用者の増加にも配慮。 「河川海岸整備課」

[アカウミガメの保護]

- ・NPO 法人サンクチュアリエヌピーオーと産卵保護事業を実施。(再掲) ※県下全域(産卵頭数:207頭、産卵個数:22,767個)[自然保護課]
- ・自治会等が行う海岸清掃に要する経費について補助する市町に対し、 河川海岸愛護事業費補助金を交付。(平成30年5月2日に御前崎海岸 において「亀バックホームスクラム大作戦」(海岸清掃)を実施) 「河川砂防管理課



- ・養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅の維持に努めることにより、アカウミガメの生息域に配 慮。[河川海岸整備課]
- ・海水浴シーズン前に海岸の清掃活動を実施。
- ・アカウミガメの産卵に配慮し、サンドバイパスシステムの昼間運転を実施するともに、海岸侵食を抑制するための継続的な土砂輸送を実施。[河川海岸整備課、漁港整備課]
- ・現状変更 (養浜工の整備) の許可件数 1件「文化財課]

[漂着ごみの除去]

- ・海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う 15 市町に対して助成。[廃棄物リサイクル課]
- ・自治会等が行う海岸清掃に要する経費について補助する市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金を交付。 「河川砂防管理課〕
- ・海岸漂着物撤去工事を実施。(303.6 t)
- ・関係市町や機関等と連携し、県内8港湾3漁港海岸で実施。[港湾整備課、漁港整備課]
- ・海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、「海岸漂着物等対策事業費補助金交付要綱」に基づき、 海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う15市町に対して助成。[廃棄物リサイクル課]

- ・県東部・中部・西部地区にそれぞれ「出水による漂着物対策調整会議」を設置し、国、県、市町の関係機関により、漂着物の減少方策等について協議。
- ・「出水による漂着物対策調整会議」では、毎年5月、6月に「河川・海岸統一美化運動」を実施。
- ・中部地区調整会議及び西部地区調整会議では、漂着流木等が大量で当該市町のみでは処分しきれない 際の広域処理を可能とする「出水による漂着物処理に関する相互援助協定」を締結。 [河川砂防管理課]

[漁獲量の適正管理]

- ・漁獲可能量(TAC)制度に基づきマイワシ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、サンマ及びスルメイカの県計画 を策定し、漁獲量を適正に管理。
- ・クロマグロは平成30年度から漁獲可能量制度に基づく管理が始まったことから、適正な管理を行うため県計画を策定するとともに、漁業者説明会等を計15回実施。
- ・漁期の制限や小型魚の再放流など自主的な漁獲制限を促進し、水産資源を適正に管理。
- ・平成23年度から、「資源管理・収入安定対策」に基づく、漁業者による自主的な33件の資源管理計画 を実施。[水産資源課]

「生物多様性に配慮した栽培漁業の推進]

- ・放流時に放流魚の割合を判別するため、放流した魚種や尾数等を把握するとともに、マダイは鼻腔隔 皮欠損の割合、ヒラメは無眼側の黒化率を把握した。また、市場調査や標本船調査を行い、放流効果 を把握。
- ・養殖業について、養殖業者を対象とした巡回指導や講習会の開催により、水産用医薬品の投薬や養殖 管理について指導。
- ・養殖が盛んな沼津地区の内浦・静浦漁協が、漁場改善計画で一年間に投入可能な種苗尾数を設定して おり、これを遵守するよう指導することにより漁場環境を維持。
- ・放流魚の遺伝的多様性を確保するため、海域の天然親魚を養成し、ヒラメは5尾削減、7尾補充、アワビ はクロアワビ53個、メガイ20個(計73個)を追加、トラフグは10尾全て入替え。[水産資源課]

[藻場等の保全・再生]

- ・漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業及び漁村が担ってきた多面的機能の発揮に支障が生じていることから、国・県・市町が交付金を支出し、漁業者等が行う藻場の保全やサンゴ礁の保全、海清掃、食害生物除去などの地域の取組を支援。
- ・ 藻場やサンゴの保全を目的に活動する、県内 5 活動組織の取組について、国や関係市町とともに、活動を支援。(榛南磯焼け対策活動協議会、南伊豆伊浜藻場保全協議会、伊豆FNY活動組織、北限域(内浦湾)の造礁サンゴ群落保全会、伊豆稲取藻場保全会)「水産振興課、水産資源課〕

[持続可能で環境に配慮した水産物の普及]

・マリン・エコラベル・ジャパン等の認証を支援。MELJ認証商品について、オリ・パラ食材調達リスト へ推薦。「水産資源課、水産振興課

「深海生物の資源回復に向けた研究]

・キンメダイの資源回復に向けた種苗生産研究において、キンメダイの親魚を2回、約70尾採捕。 [水産資源課]

3 平成30年度の地域個別計画の実績

【地域個別計画】

「伊豆半島」における実績



※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

[伊豆半島ユネスコ世界ジオパークにおける生物多様性の取組]

- → 伊豆半島ジオパークの推進に当たり、地形地質に加えて生物多様性について理解し、学べる環境 づくりが必要です。
- → 伊豆半島に特徴的な海岸の植生、岩石海岸における動物の生息空間を保全していく必要があります。
- ・ユネスコ世界ジオパークとしての価値を高める「学術調査」、「教育・普及」に係る取組へ支援。
- ・平成28年11月、伊豆半島ジオパーク推進協議会からユネスコグローバルジオパーク認定に係る申請書を提出し、平成29年7月に現地審査が行われ、平成30年4月に認定。
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会が実施する高い専門性を必要とする学術調査のほか、地質遺産の価値を伝えるジオガイドの養成やジオツーリズムを通じた利活用による教育・普及活動などの取組を通じて地域の持続的な発展を支援。「観光政策課〕

<柿田川での活動>

・柿田川の貴重な自然とふれあい、環境保全の意識を高揚させる機会を提供するため、ふじさんネットワークの会員である地元の自然保護団体等が、年に数回の自然観察会を開催。観察会では柿田川に入り、動植物を間近で観察。

(平成30年8月5日に実施の観察会の参加者:134名) 「自然保護課〕



柿田川での自然観察会

[天城山等に残る豊かな自然環境の保全]

<富士箱根伊豆国立公園内の各種行為許認可、届出件数>

- · 公園事業 54 件
- •特別地域許認可等 420 件
- ・普通地域届出 20件 [自然保護課]

[森林の適正管理・整備の促進]

- ・森の力再生事業による伊豆地域での森林整備。(面積 212ha) [森林計画課]
 - ⇒ 「森林の適正管理・整備の促進」については、行動方針9(P26)に掲載

[野生鳥獣による被害防止]

- → 荒廃している里地里山の適正な管理、二ホンジカやイノシシによる農林産物への被害の防止、 二ホンジカの個体数調整、カワウによる魚の食害対策等が必要です。
- ・ニホンジカ管理捕獲を実施。(伊豆地域捕獲実績:6,128頭)
- ・ニホンジカ生息密度調査を実施。[自然保護課]
- ・カワウ生息実態調査を実施。
- ・近隣都府県により構成されるカワウ広域協議会に出席し、情報を共有。

- ・「静岡県カワウ食害防止対策検討会」を設置し、専門家等を交えて県全体での効果的・効率的な対策の 検討を開始。
- ・銃器によるカワウ駆除を実施する県内漁協に対しその費用を助成し、県全体で約1,500羽駆除し、そのうち狩野川流域で200羽を駆除。[水産資源課]
- ・ニホンジカ・イノシシ等、市町の被害防止計画に基づく活動を支援。(捕獲活動、侵入防止柵整備等) [地域農業課]

「外来生物の防除]

- ・外来生物に関する知識についてパンフレットやホームページによる普及・啓発。
- ・外来生物発見情報の収集及び同定等への協力や防除を指導。「自然保護課]

[生物多様性に配慮した海岸整備]

- ・砂浜整形工事(伊東)を実施。[港湾整備課]
- ・高潮、津波等による被害軽減を図るため、海岸保全施設を整備するとともに、養浜を主体とした海岸 侵食対策を実施し、浜幅の維持に努めることにより、生物多様性に配慮。[河川海岸整備課]

[藻場の回復]

- →減少している藻場等の保全や、深海生物の調査研究を進める必要があります。
 - ・ 藻場回復を目的に活動する、県内3活動組織の取組について、国や関係市町とともに、活動を支援。(南伊豆伊浜藻場保全協議会、伊豆稲取藻場保全会、榛南磯焼け対策活動協議会)[水産資源課、水産振興課]

「深海生物の調査研究]

- → 減少している藻場等の保全や、深海生物の調査研究を進める必要があります。
- ・キンメダイの資源回復に向けた種苗生産研究において、キンメダイの親魚を2回、約70尾採捕。(再掲) [水産資源課]

[開発事業者に対する保全措置の要請]

· H30 年度協定締結件数 1件(伊豆地域)[自然保護課]

【地域個別計画】

「富士山」における実績



※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

平成27年3月、静岡県と山梨県は、世界遺産富士山の後世への継承に向けて、基本理念や関係者の役割、富士山の保全に関する基本的施策を定めた世界遺産富士山基本条例を制定。

[富士山に残る豊かな自然環境の保全・開発業者による保全措置の要請]

- ・オフロード車等の乗り入れによる樹木の損傷、植生の踏み荒らし等から富士山の貴重な自然環境を 守るため、富士箱根伊豆国立公園の車両等乗り入れ規制区域(富士山中腹部おおむね標高 1,600m 以上)等において、周知看板等の設置、関係機関による合同パトロール(年2回)及び各機関によ る個別パトロール等を実施し、乗り入れ防止の指導を実施。
- ・自然環境保全協定の締結件数 3件「自然保護課]

[自生種の植樹]

・御殿場口新五合目において、ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹などを実施。(H30 は、御殿場ライオンズクラブ会員がバッコヤナギ1,500 本を植栽。)[自然保護課]

[森林の適正管理・整備の促進]

- → 富士山麓の人工林の適正管理、草地環境の保全が必要です。
 - ・森林経営計画策定面積(累計)9,747ha [森林計画課]
 - ⇒ 「森林の適正管理・整備の促進」については、行動方針9 (P26) に掲載

「野生鳥獣による被害防止〕

- → ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理等が必要です。
 - ・ニホンジカ管理捕獲を実施。(富士地域捕獲実績:2,242頭)
- ・ニホンジカ生息密度調査を実施。
- カワウ生息実態調査を実施。「自然保護課】
- ・市町の被害防止計画に基づく活動を支援。(捕獲活動、食肉処理加工施設整備等) [地域農業課]

[利用者による環境破壊の防止]

・富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、富士山スカイライン(富士宮口) 及びふじあざみライン(須走口)で開山期間全日 (7月10日(火)~9月10日(月))の連続63日間 のマイカー規制を実施。「道路企画課

<環境負荷の軽減(ごみ対策)>

- ・富士山3登山口及び水が塚公園において、イラストや多言語により「ごみを持ち帰ること」をデザインした袋を登山者に手渡し、持ち帰りを呼びかけるとともに、インターネット等における啓発を行う「ごみ持ち帰りマナー向上キャンペーン」を実施。
- ・県と富士市 (6月23日)、裾野市 (10月20日)、富士宮市 (2月16日)、24時間テレビチャリティー委員会との共催で「富士山ごみ減量大作戦」を公募ボランティアの協力を得て実施。(再掲)
- ・「富士山一斉清掃」や富士宮、御殿場、須走の3登山口の五合目周辺や登山道のクリーンアップを推進する富士山周辺地域の事業者、団体、地元市町で構成する「富士山をいつまでも美しくする会」への支援。

- ・ふじさんネットワーク (事務局:自然保護課)では、「富士山エコレンジャー」による来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー啓発や、会員団体が五合目以下のすそ野におけるごみの実態調査や回収をする「富士山みがきあげ作戦」を実施。[自然保護課]
- ・富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯(三保松原を除く。)並びに保全管理区域に不 法投棄され、かつ、原因者が不明又は死亡等により撤去の見込みのない産業廃棄物の自主的な撤去活 動に助成。平成30年度に1団体により建設系の混合廃棄物約24以を撤去。[廃棄物リサイクル課]

<環境負荷の軽減(し尿対策)>

- ・し尿の浸透・放流をなくすために山小屋等にオガクズやかき殻等を利用した環境にやさしいトイレを 平成17年度までに整備し、山小屋事業者からの要望に応じ、トイレの改修に対する富士山保全協力金 を原資とした助成を実施。[自然保護課、富士山世界遺産課]
- ・山小屋事業者へのアンケートにより維持管理状況を把握。[自然保護課]
- ・「富士山保全協力金」とは別に、トイレの維持管理経費となるトイレ利用時のチップ(1回当り 100 ~500円)の協力を各山小屋事業者とともに啓発することで、環境保全意識を醸成。 「自然保護課、富士山世界遺産課〕

[外来生物の防除]

- → 外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。
- ・外来生物に関する知識についてパンフレットやホームページに よる普及・啓発及び外来生物発見情報の収集及び同定等への協力 や防除の指導。
- ・外来植物啓発ハンドブックの配付。(ふじさんネットワーク)※富士山の外来植物ハンドブック (A5版、16ページ、1万部 (H30.1) 作成)



富士山麓外来植物撲滅大作戦Ⅱ

- ・富士山麓外来植物等の調査(毎年度)及び山梨県富士山科学研究 所と連携し、五合目以上の富士山植生の地理的分布調査を実施。(4年毎、次回 R2 年度)
- ・外来植物に関する講習・除去活動の実施。 (ふじさんネットワークとの共催による「富士山麓外来植物撲滅大作戦Ⅱ」、H30.11.24 開催、参加者 30人)
- ・富士山外来種防除のマット・ブラシを設置。[自然保護課]
 - ※H30 実績: 富士山スカイライン及びふじあざみラインにおいて開山日から五合目アクセス道路閉鎖 日まで設置したマットにより、種子を含む土砂約 189.3kg を回収。

[富士山の保全意識の高揚]

- → 富士山への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。
- → 利用者の踏みつけ等による植生の破壊を防ぐ必要があります。

<ふじさんネットワーク>

・「富士山憲章」の趣旨に賛同し、環境保全活動を行う団体等で組織された「ふじさんネットワーク」の 活動を支援。[自然保護課]

「ふじさんネットワーク」とは、富士山の環境保全活動を行うグループ、自然保護団体、NPO、事業者、マスコミ、行政等による会員制のネットワーク組織。会員の得意分野を活かした様々な自主的活動により、「富士山憲章」の周知及びその趣旨を具体的な活動に結びつけていくとともに、会員相互が交流・連携。(会員数は544団体・個人[H31.3月末現在])(事務局:自然保護課)

・富士山憲章の周知・定着させ、環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会、富士山ピンバッジ募金活動等を実施。

- ・会員有志からなる「富士山エコレンジャー」及び「富士山エコサポーター」は、富士山来訪者へのマ ナー啓発や情報提供、自然解説等のボランティア活動を実施。(登録者数:エコレンジャー15 名、エ コサポーター10名、計25名)
- ・子どもたちの自然を守り大切にする心を育てるため学習リーフレット「富士山からの挑戦状」を作成 し、県内の配布希望があった小学校に配布、県内公立図書館にも配架。[自然保護課]

<啓発冊子の作成・配付>

- ・環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック及 びウェブサイトにより、5か国語で提供。[自然保護課]
- ・「富士山の自然と恵み」「富士山環境保全啓発物品」を作成・配付。 [自然保護課]

<世界遺産の保存管理のための普及啓発>

・富士山憲章国道 139 号キャンペーンの実施。 ※平成30年11月11日、両県で清掃キャンペーンを実施。(参加者:約210人)[自然保護課]



多言語マナーガイドブック

・富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体の依 頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施。[富士山世界遺産課]

対 象	回数及び参加者数
学 校 等	33 回、2,897 人
一 般	36 回、1,969 人

出前講座の開催実績 (H30.4~H31.3)

・富士山保全協力金(協力人数 57,157人から協力金額 56,553千円を受付)[富士山世界遺産課]

「草地性植生の保全管理】

- → 富士山麓の人工林の適正管理、草地環境の保全が必要です。
- ・根原県有地(朝霧地域)の草原性植生保全のため、NPO法人との協働による維持管理・朝霧高原の動植 物を育む草原性植生の大切さを学ぶ学習会と草刈作業の体験会を実施。[自然保護課] (再掲)

【地域個別計画】

「南アルプス」における実績



※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

[ユネスコエコパークの保全と活用]

<南アルプス国立公園内の各種行為許認可、届出件数>

- 公園事業 0件
- •特別地域許認可等 5件

[高山植物の保護]

- → 二ホンジカ等野生鳥獣の適正管理や指定希少野生動植物の種子保存等の保護回復事業等、生態系の保全対策が必要です。
- → 南アルプスの多様な環境及び動植物を保全する必要があります。
 - ・南アルプス国立公園を核とした静岡、山梨、長野の3県にわたる南アルプス地域が、平成26年6月、 生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークに登録されたことから、管 理運営主体の関係10市町村の取組を、国、山梨、長野両県と連携して支援。
 - ・静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県 民意識の高揚を図る活動を実施。

高山植物保護指導員

委嘱状況(H30:392人)

活動実績(H30:延べ活動人数 507人)

防鹿柵整備(10箇所)

- ・南アルプスにおいて、高山植物に対するニホンジカの採食圧の影響により、各地でお花畑の衰退が深刻化。
- ・本県では、ボランティア団体(南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク)との協働により、 防鹿柵を設置するなどの保護対策(H14~)を実施。
- ・国も荒川岳で防鹿柵を整備。(標高 2,000m以上の高地においては全国最大級の規模)
- ・静岡市は、平成25年度から千枚小屋周辺、平成26年度から中岳避難小屋周辺、平成28年度から熊ノ平周辺で防鹿柵の整備を実施。「自然保護課



防鹿柵の設置作業(三伏峠)



荒川岳のお花畑

<南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク>

本県では、南アルプスで活動するボランティアが主体となって高山植物の保護対策を実施するため、自然保護団体及び山岳団体等の組織化を進め、2002 年(平成 14 年)度に「南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク」が発足。現在は、県と同ネットワークが協働で南アルプスの高山植物保護活動を展開。

平成30年度実績(ボランティアとの協働)

[.	区 分	内 容	備考
高山植物保	直物保護指導員 研修会を2回開催		H10~、随時募集
植生調査 各防鹿柵のモニタ		各防鹿柵のモニタリング	H20∼
	百間平	ロープ柵の維持修繕	H13∼
植生保護 ・ 植生復元	奥聖岳	ロープ柵の維持修繕	H20∼
	聖平	ロープ柵の維持修繕	H20∼
		土砂流出防止対策	H18∼
		防鹿柵の整備	H14∼
	茶臼岳	防鹿柵の整備	H20∼
	三伏峠	防鹿柵の整備	H18∼
	塩見岳	土砂流出防止対策	H26

[※]塩見岳は H21 から協働団体との協働により活動展開しており、H26 には県費を投じた。 H27 からは環境省が活動を引き継いでいるが、引続き活動に協力している。

[奥山の環境監視]

- ・県内の温室効果ガスの削減目標を定め、毎年進捗状況を管理。(県内温室効果ガス排出量算定調査)(再掲) ※H28 年度温室ガス削減量はH17 年度比△13.5%(速報値)
- ・気候変動影響による被害を回避・軽減するため、適応取組方針を策定。[環境政策課]

[野生鳥獣による被害防止]

- → 二ホンジカ等野生鳥獣の適正管理や指定希少野生動植物の種子保存等の保護回復事業等、生態系の保全対策が必要です。
 - ・高山植物群落の直接的保護を主として事業展開してきたが、広大な南アルプスにおいて保護される山域は局所的であり、面積も限られることから、広域的な植生保護に向け、平成27年度から平成29年度の3か年で捕獲手法の検討を行い、平成30年度より冬季にシカの管理捕獲を開始。「自然保護課

<防鹿柵設置、修繕>

- · 防鹿柵整備 10 箇所
- ・ロープ柵維持修繕 3箇所
- ・土砂流出防止マット設置 2箇所[自然保護課] (再掲)

[開発事業者に対する保全措置の要請]

→ リニア中央新幹線等の大規模開発工事による自然環境への影響について、適切な環境保全措置を 求めていく必要があります。

<中央リニア新幹線建設工事について>

・リニア中央新幹線のルートが南アルプスをトンネルで通過する計画となっており、貴重な自然環境に 影響を与える可能性がある。このため、アルプスにおける生物多様性の重要性を再確認し、リニア中 央新幹線トンネル工事が南アルプスの自然環境や大井川水系の水資源に及ぼす影響等を明らかにする ため、「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」に「生物多様性専門部会」「地質構造・水資源専門部会」 を位置づけ、JR 東海との対話を継続。[自然保護課 等]

【地域個別計画】

「浜名湖」における実績



※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

[浜名湖の豊かな自然環境の保全]

→ 湖沼や湿地の保全等を図る必要があります。

<浜名湖県立自然公園内の各種行為許認可、届出件数>

- ・公園事業 0件
- •特別地域許認可等 19件
- •普通地域届出 9件

<乗入れ規制の実施>

・オフロード車等による植生の踏み荒らしを防止するため、湖西市の海浜地を車両等の乗入れ規制区域として指定し、周知看板等の設置や自然公園指導員等によるパトロールを実施。[自然保護課]

[浜名湖の環境保全に関する啓発]

→ 浜名湖への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

<はまなこ環境ネットワーク>

はまなこ環境ネットワーク」は、「浜名湖水環境保全計画」(22 年度末終了)の最終目標であった「住民行動による浜名湖づくり」の実現のために平成17年3月に設立された、流域の市民団体・企業などのネットワーク組織。

・環境保全に取り組む団体が参加する交流会及び車座会議をはまなこ環境ネットワークとの連携により 開催。(H31.3) [自然保護課]

(内容: リレートーク、グループ討論、活動内容についてのパネル展示)

・はまなこ環境ネットワークとの連携により、浜名湖流域で活動する団体等を訪問。活動内容やイベント情報及び団体が抱える課題等を直接取材(8団体)し、団体相互の連携や活動の活性化につながる情報を取りまとめ、インターネットや SNS、紙媒体(ニュースペーパー年2回発行 300部)において発信。「自然保護課







浜名湖エコキッズ体験塾

浜名湖環境保全団体交流会

<浜名湖の水をきれいにする会>

浜名湖の水質及び環境の保全と適正な利用の推進を図るため、地元行政、商工会、農協、漁協等により昭和 40 年に設立された組織「浜名湖の水をきれいにする会」に県も構成員となっており、継続して活動を支援。

- ・「浜名湖の水をきれいにする会」への支援。「自然保護課]
 - ・浜名湖周辺の小学生とその保護者を対象とした自然観察等の体験学習会の実施。
 - ・毎年6月に、浜名湖一斉清掃を実施。平成30年度は6月3日(日)に開催され、20,299人が参加。
 - ・地域住民との協働による湖岸に漂着したごみの除去活動の実施。

[浜名湖に流入する河川の水質維持]

- → 湖沼や湿地の保全等を図る必要があります。
- ・下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設の整備や適正管理等を実施。[生活排水課]
- ・浄化槽の機能が適正に維持されていることを検査する法定検査の受検案内を浄化槽管理者に送付。 (1,000 通)
- ・浜名湖水域に排水する20事業場へ立入検査を行い、1事業場に対し指導。
- ・11 本の流入河川で水質監視を行っており、平成30 年度は29 年度に引き続き、環境基準の類型指定をしている3 河川の全地点(3 地点)で基準を達成。[生活環境課]

[ニホンウナギやアサリ等水産自然の管理]

- ・浜名湖発親うなぎ放流連絡会の事業実施に当たり、一般県民のうなぎ資源保護への関心を高めると同時に、事業の安定した継続を図るため、より広く資金を集める手法であるクラウドファンディングを、300千円を目標として9月10日から10月19日まで実施し、21名から368千円の支援があった。親ウナギを895尾(421kg)放流。
 - ※H30 漁期 (H29.11 月~H30.4月)の本県のシラスウナギの池入れ実績は1.8 トン/割当量2.4 トン (再掲)
- ・県産うなぎ種苗に関する取扱要領に基づき、県内で採捕されたシラスウナギの県内養殖業者のみへの 供給。採捕許可数量の県内需要量を限定し、県内の2つの養鰻組合の組合員の需要量に制限。(採捕数 量は479kg)
- ・漁業者が行う採苗袋や被覆網によるアサリの増殖事業を支援。「水産資源課]

【地域個別計画】

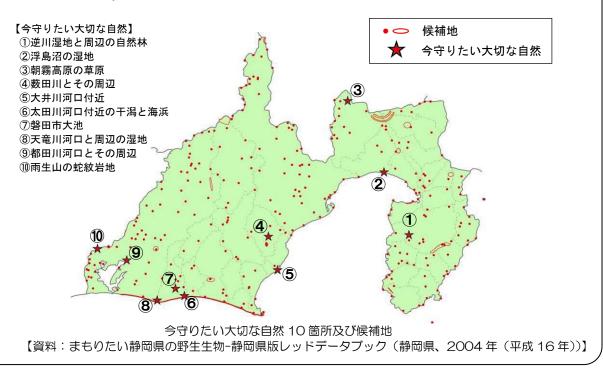
「今守りたい大切な自然」における実績

※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

<「今守りたい大切な自然」について>

2004年(平成 16 年)3月に発行した「静岡県レッドデータブック」では、県内の重要な生息・生育地を特定植物群落や天然記念物等の資料から抽出し、それにレッドデータブックの基礎調査を行った自然環境調査委員会の各分類群専門部会から推薦のあった場所を加えた合計 352 箇所が重要生息・生育地の候補地として取り上げられました。また、これらの場所から、開発候補地となりやすい場所、生態的に重要な場所、法的規制等のない地域、の3つの選定基準によって10箇所の重要生息・生育地を絞り込んでいます。

「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等の中には、市町や地域住民、民間団体等による積極的な保全活動を実施している地域があります。今後もこのような地域ごとの積極的な取組を推進する必要があります。



主な活動事例

→ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等の中には、市町や地域住民、民間団体等による 積極的な保全活動を実施している地域があります。今後もこのような地域ごとの積極的な取組を 推進する必要があります。

<桶ケ谷沼における保護活動>

- ・磐田市の桶ケ谷沼は、桶ケ谷沼ビジターセンターを拠点として、 県、市、地域住民、地元研究者、NPO法人等が連携して保護活動 を行い、ベッコウトンボをはじめとする貴重な動植物の生態系 を保全。
- ・4月29日(日)と5月3日(日)に、地元中学生も参加したベッコウトンボの調査会が実施され、91個体を確認。[自然保護課]



ベッコウトンボ調査会

100 年後、1000 年後にも



自然と人が共生できる静岡県に

ふじのくに生物多様性地域戦略

【平成30年度 実績報告】

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 TEL 054-221-2719 FAX 054-221-3278